

ぱれっとスタッフによる 福祉用語解説

●合理的配慮について考える

一度は聞いたことがあるかもしれない「合理的配慮」という言葉。どのようなことなのか、意味は?と思う方もいると思います。今月はそんな合理的配慮について一緒に考えていきましょう。



●合理的配慮の意味

2006年に国連で採択された障害者権利条約(障害者の権利に関する条約:日本では2014年批准)では次のように述べられています。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

とても難しいので簡単に言い換えると、障がいのある人が社会の中で出会う困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のことです。

障がいのある人たちにとって社会はまだまだ生きづらいと感じることも多いのが現状です。そこで困難や障がいのある人たちが平等に生きやすい社会を実現するため、サポート体制や設備を整えたりすることで差別的な状況が発生しないようにすることが合理的配慮です。



●合理的配慮の対象者は誰なのか

法律では合理的配慮の対象者を「障がい者」としていますが、障害者手帳を持っている人だけが対象というわけではありません。身体障がいや精神障がい、知的障がいなど、心や体に関する障がいや程度は個人によって様々です。そのた

ぱれっとの職員による「福祉用語解説」。第2回は「合理的配慮」について取り上げます。

め障がいや社会のバリアによって日常生活や社会生活に制限を受けている全ての人が合理的配慮の対象になります。教育現場や職場、役所やお店など日常生活・社会生活を営む全ての場所で合理的配慮が適応されます。



●合理的配慮の具体例

前提として、合理的配慮は「学校や企業・地域など」と「障がいのある人」双方の対話から落としどころを決めることとなります。内閣府公表の資料には以下のような事例が挙げられています。



- ① 車いすユーザーが入口の所にスロープを設置して欲しいと申し出る
→学校や企業は移動を考慮しスロープを設置する。



- ② 読み書きが苦手な方が手続きに必要な配慮をして欲しいと申し出る
→筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなどの意思表示の配慮を行なう。



合理的配慮の程度は個々の特性や抱える障がいに応じて様々です。

目が悪い人が眼鏡をかけるように苦手なこと、困りごとに対するサポートは誰でも必要なことです。

ただ過剰な保護や気遣いをするのではなく、障がいのある人が自分の力を発揮しやすくするための適度なサポートをすることが大切なのだと思います。

(えびす・ぱれっとホーム 香取麻子)